

受付終了分

(9 / 20 ~ 7 / 16)

## 新設保育所整備法人募集要項

(事業者による用地確保型)

平成 30 年 9 月

西 宮 市

(注意事項)

- ・本募集については、随時受付（先着順）となります。
- ・事前相談が必須となります。その際に、既存の保育所との距離、利便性、地域の保育需要を考慮して判断しますので、受付できない場合もあります。
- ・先着順で受付を行いますので、申込みを受付した時点で、該当地区での募集は打ち切りとします。
- ・予告無しに募集を打ち切ることがあります。

## 新設保育所整備法人募集要項（事業者による用地確保型）

平成 30 年 9 月

### 1 募集の趣旨

西宮市では、保育所待機児童の解消を図るとともに、一時預かり事業などの特別保育事業の充実を図り、多様な市民ニーズに対応する保育サービスの拡充を進めています。ついては、以下の条件で西宮市に認可保育所を整備する法人を募集します。

### 2 募集内容

#### (1) 募集対象地区

香櫨園地区、浜脇地区、甲陽園地区、北夙川地区の4地区。各地区の詳細は、別紙「募集対象地区」のとおり。

- \* 各地区に1施設ずつ募集します。ただし、香櫨園地区と浜脇地区は2地区で1施設の募集とします。
- \* 事前相談の際に、既存保育所等との距離、利便性、地域の保育需要を考慮して判断しますので、対象地域内であっても受付できない場合もあります。
- \* 先着順で受付を行いますので、申込みを受付した時点で、当該地区での募集は打ち切りとします。

#### (2) 物件の条件

##### ア 土地について

- (ア) 西宮市内の既設の認可保育所（公立保育所は除く）、認定こども園から概ね200m以上離れていること。
- (イ) 5m以上の幅員の道路に接道していること。かつ、後述の「4（2）」に記載する関係法令等の基準を満たすこと。
- (ウ) 擁壁など造成費をほとんど要しないこと。

##### イ 建物について

- (ア) 建築基準法第7条第5項に規定する検査済証が交付されている建物であること。（建築基準法に適合していることの確認できる証明書等でも可能。）
- (イ) 建築基準法における耐震基準（昭和56年6月1日施行）により建築された建物であること。
- (ウ) 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）であること。
- (エ) 保育室等が2階に設けられている場合は、次表中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段

(オ) 2歳児以上について1人あたり3.3㎡の屋外遊戯場が敷地内で確保できること。もしくは、敷地内で利用可能な場所がない場合、耐火構造物においては、以下の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正の取扱いについて」（平成26年雇児発0905第5号）に規定する条件を満たすことで屋上を屋外遊戯場とすることができます。

- ・ 保育所保育指針に示された保育内容の指導が、効果的に実施できるような環境とするよう配慮すること。
- ・ 屋上施設として、便所、水飲み場等を設けること。
- ・ 当該建物が耐火建築物の場合に限り、かつ、職員、消防機関等による救出に際して支障のない程度の階数の屋上であること。
- ・ 屋上から地上又は、避難階に直通する避難用階段が設けられていること。
- ・ 屋上への出入口の扉は、特定防火設備に該当する防火戸であること。
- ・ 油その他引火性の強いものを置かないこと。
- ・ 屋上の周囲には金網を設けるものとし、その構造は上部を内側にわん曲させる等乳幼児の転落防止に適したものとする。
- ・ 警報設備は屋上にも通ずるものとし、屋上から非常を知らせる設備についても配慮すること。
- ・ 消防機関との連絡を密にし、防災計画等について指導をうけること。

(カ) 建物を新築する場合は、上記(ア)から(オ)のすべてを満たすこと。

### (3) 施設規模

定員は原則として45～60人（生後6ヶ月から5歳児、または3歳児から5歳児）とすること。

定員構成については、年齢区分が上がるごとに定員差を設けること（3歳以上の定員は同数でも可。）とし、最終的な定員構成については、本市の指示に従うこと。

### (4) 開設時期

平成32年4月、又は平成33年4月

\* 年度途中の開設を予定する場合は、別途市と協議すること。

### 3 応募資格

以下の（１）から（９）の条件をすべて満たしていること。

- （１）平成 30 年 4 月 1 日現在、認可保育所または認定こども園（地方裁量型は除く）を 1 年以上、または地域型保育事業所を 2 年以上運営している法人であること。社会福祉法人新設に伴う応募については、新設前の事業者において上記要件を満たすこと。
- （２）社会福祉法、児童福祉法、子ども・子育て支援法、保育所保育指針（厚生労働省告示第 141 号）を熟知し、保育事業に熱意と理解を持ち、保育所の運営を適切に行う能力を有する法人であること。
- （３）本市の保育行政をよく理解し、積極的に協力する法人であること。
- （４）資金計画及び事業計画が確実であること。
- （５）社会福祉法人以外の者が応募する場合は、「保育所の設置認可等について」（平成 26 年 12 月 12 日付け雇児発 1212 第 5 号一部改正厚生労働省児童家庭局通知第 1 の 3 の（３））による条件を満たすこと。
- （６）事業者が社会福祉法人の認可を予定する場合は、社会福祉法人設立準備会として応募すること。また、社会福祉法人の設立認可要件を満たすことが確実と見込まれる状態で応募すること。（別紙「新たに社会福祉法人を設立して施設を整備する場合について」を参照すること。）
- （７）保育所用地の確保が確実に見込まれること。原則として地上権又は賃借権を設定、登記することが確約されており、少なくとも 10 年以上の借地が可能で、安定的な保育所運営が確実に見込まれること。  
用地が借地である場合は、抵当権等の権利が設定されていないこと。なお、抵当権等の権利が既に設定されている場合は、民法第 387 条に基づく抵当権者の優先同意の登記が確実であること。
- （８）事業者（社会福祉法人新設に伴う応募については、新設前の事業者）が現に運営している施設について、過去 3 か年において法令に基づく改善の命令、事業停止、または業務停止等の処分を受けていないこと。また、所管庁の直近の監査・実地指導等において、重大な文書指摘を受けていないこと。ただし、文書指摘を受けていた場合であっても、適正な改善報告がなされている場合は、指導を受けていない場合と同様の扱いとします。
- （９）西宮市暴力団の排除の推進に関する条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員若しくは同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者に該当しないこと。

### 4 保育所設置等に関する条件

- （１）事業者自らが児童福祉法第 7 条に規定する保育所を設置し、運営を行うこと。
- （２）西宮市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例、西宮市開発事業等におけるまちづくりに関する条例、建築基準法、消防法その他関係法令及び通知等を遵守すること。また、本市との協議のうえ、より良い保育環境の実現に努めること。
- （３）施設の整備に要する諸費用（用地の確保に要する費用、調査、測量、設計、建設・外構工事、給水装置の新設等の分担金他一切を含む。）は事業者の負担とします。

- (4) 当該事業が国の保育所等整備交付金等の対象事業として採択された場合は、補助金が交付されます。ただし、補助金については、今後、本市の予算措置がなされることを条件に実施するものです。なお、株式会社については、上記交付金の補助対象となる設置主体に含みません。
- (5) 施設整備（建設等）にあたっては、次のとおり近隣住民等に配慮すること。
  - ア 応募にあたっては、あらかじめ近隣住民等（地元自治会、保育所、幼稚園等を含む）に対し、当該応募について説明を十分に行い、理解を得るよう努めること。
  - イ 施設の設計・計画にあたっては、騒音対策、調理室からの臭気対策、園舎及び園庭の配置、日影、窓位置等の目隠し、園庭の砂塵及び植栽、デザイン等、近隣の居住環境に十分配慮して計画すること。
  - ウ 選定後の施設整備にあたっては、近隣住民等に対し、整備計画や運営等について適宜説明や調整を行うとともに、苦情・紛争等についても、応募法人の責任において、誠意をもって対応すること。
  - エ 工事施工にあたっては、近隣住民等に対し、工事スケジュールや連絡先等について説明を行うとともに、騒音対策、安全対策、駐車場計画、工事車両計画等に留意するなど近隣・地域への影響に十分に配慮すること。
  - オ その他、本市の指導に従い、適宜配慮を行うこと。
- (6) 施設の設計にあたっては、保育室等について、次のとおり配慮すること。
  - ア 各室の配置や形状等について、児童及び職員の動線や保育環境に配慮すること。
  - イ 保育室等の配置や面積等について、地域の保育需要に合わせた柔軟な定員構成や児童の受け入れに対応できるように配慮すること。
  - ウ 保護者の保育所への送迎及び近隣住民等に配慮し、敷地内に駐車場、駐輪場及びベビーカースペースの確保に努めること。
  - エ その他構造・設備等について、落下及び転落に対する防止、指はさみ防止、転倒防止、照明器具や窓ガラス等の飛散防止など、保育環境を整備すること。
  - オ 開発協議において、受水槽の設置を求められることを想定した配置とすること。

## 5 保育所の運営に関する条件

- (1) 施設長については、健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意のある者であって、保育所保育指針を熟知しており、保育の実施と運営上に根拠となる法令はもちろん、基本的な関連法令（福祉分野に限らず雇用・労働、防災、環境への配慮に関するもの等）を正しく理解しており、次のア又はイのいずれかに該当すること。
  - ア 保育所、幼稚園又は認定こども園において、園長等幹部職員（副園長、主任）として5年以上の勤務経験を有する者。
  - イ 当該園を適切に管理及び運営する能力を有する者で、アの資格を有する者と同等の資質を有すると認められる者。
- (2) 職員の配置については、本市の配置基準を遵守するとともに、児童の処遇向上や職員体制の充実のため、必要に応じて、常勤的非常勤職員やパート職員を配置すること。
- (3) 配置した職員については、積極的に外部の研修に参加させるとともに、園内研修の実施など、施設長を含めた職員の資質向上に努めること。
- (4) 日曜日、祝日、年末年始（12月29日から翌年1月3日）以外は、開園すること。
- (5) 11時間の開所時間に加え、延長保育を30分以上実施すること。

- (6) あゆみ保育（障害児保育）を実施すること。
- (7) 要保護児童や、多様な症例（医療的行為の必要がない内科疾患）の児童を受け入れ保育すること。
- (8) 給食の実施については、原則として自園調理とし、次の事項に十分注意して給食を提供すること。なお、調理業務は委託することができるが、その場合は「保育所における調理業務委託について」（平成 10 年 2 月 18 日児発第 86 号厚生省家庭局長通知）を遵守すること。
  - ア 園で提供する食事については、季節感のあるものを適時・適温にて提供すること。
  - イ 園児の健康状態やアレルギー食への特別な配慮（除去食、代替食）を行うこと。
  - ウ 食育基本法（平成 17 年法律第 63 号）や保育所保育指針に基づき、各年齢の発育・発達過程に応じた食育に取り組むこと。
  - エ 献立の提示や展示食等を実施するとともに、必要に応じて児童に対し栄養指導を行い、保護者に対する食を通じた子育て支援を行うこと。
  - オ 食材は安全な食材を確保すること。また食材に関する情報提供を適宜行うこと。
- (9) 緊急時・災害時の対応について、事前に本市及び保護者に明確にすること。
- (10) 事故が発生した場合は、状況に応じて、その原因、状況及びこれに対する処置について、速やかに本市及び保護者に報告するとともに、責任を持って対処すること。
- (11) 保護者・園児等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令に準じ、その取扱いに特に注意を払うとともに、情報の流出が生じないよう対策を講じること。
- (12) 保護者との意思疎通を図り、質問・要望等には責任をもって対応するとともに、保護者の意見を保育所運営に反映させること。
- (13) 苦情解決体制を整備し、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を設置し、本市及び保護者に明確にすること。
- (14) 地域の子育て支援施設としての役割を認識し、在宅の子育て家庭に対する支援事業に積極的に取り組み、実施予定の事業については「保育所事業計画書」において提案すること。
- (15) 市民ニーズに応えた特別保育事業を積極的に行い、実施予定の事業については「保育所事業計画書」において提案すること。
- (16) 利用者の立場に立ち、良質かつ適切なサービスを提供するよう、事業運営上の具体的な問題点を把握し、改善に結びつけるとともに、自ら積極的に第三者評価を受け、その情報を公開すること。
- (17) 市が決定する保育料以外の費用を保護者から求める場合は、あらかじめ、市と協議を行い、承認を得ること。また、保護者に対しては、当該費用の用途及び額並びに費用を求める理由について書面によって明らかにするとともに、説明を行い、文書による同意を得ること。
- (18) 本市の待機児童解消対策に協力すること。

## 6 応募方法について

### (1) 事前相談、受付期間について

本募集については、随時受付（先着順）とします。

- \* 事前相談が必須となります。応募を検討されている法人は、事前相談シートに必要事項を記載のうえ、電子メールにて、件名を「新設保育所整備法人募集（用地確保型）」とし、事務局メールアドレスにファイル添付形式にて送信、もしくは直接持参してください。
- \* 事前相談の際に、既存の保育所との距離、利便性、地域の保育需要を考慮して受付の可否を判断しますので、受付できない場合があります。
- \* 先着順で受付を行いますので、申込みを受付した時点で当該地区での募集は打ち切りとします。
- \* 事前相談、応募申込み等で来庁を希望される場合は、事前に事務局にご連絡のうえ、指定の日時にご来庁ください。
- \* 応募状況に応じて、事前案内無しに募集を打ち切ることがあります。

### (2) 申込方法

事前相談後、申し込みを受け付けます。ただし、施設整備計画や補助金手続き等との関係で、開園予定時期の調整を行うことがあります。申し込みにあたっては、別紙「提出書類一覧表」に従い、A4ファイルに綴り込みの上、直接持参すること。（郵送不可）

- \* A4ファイルの厚さは3cm以内に収めること。
- \* 提出された書類等は返却しません。
- \* 応募のために生じる一切の費用については申込者の負担とします。
- \* 必要に応じて、別途資料を請求する場合があります。
- \* 申込後に辞退する場合は、「申込辞退届」（様式任意）を提出すること。

### (3) 提出部数 17部（原本1部及び写し16部）

- \* 原本を提出できない書類は原本証明（記載事項証明）を付すこと。

## 7 申請書の様式について

事前相談後に、事務局で受付可能地域と判断した場合は、以下の方法で配布します。

### (1) 申請書の様式については、電子メールにより配布します。

なお、事前相談シートを直接持参した場合は、件名を「新設保育所整備法人募集に係る申請書」とし、事業者名・連絡先住所・電話番号・担当者名を記入のうえ、事務局メールアドレスへ送信すること。

### (2) 様式の作成にあたっては、所定の書式に直接回答内容を入力すること。入力項目の多少等に応じて、幅や高さの変更は可とします。

また、入力困難な項目については、プリントしたものに記入すること。

## 8 選定の方法等について

### (1) 事業者の選定方法

本市の附属機関である西宮市保育所等整備審査委員会（以下、「審査委員会」という。）において、事業計画書について審査し、市が決定します。選定にあたっては、書類審査に加え、事業者の代表者等にヒアリングを実施します。

## (2) 選定の基準

ア 審査委員会の委員によるヒアリングの審査を行います。ヒアリングには応募事業者の代表者、事業責任者、施設長予定者等（6名以内）が出席すること。なおヒアリングの日時については、市が指定した日時とします。

イ 審査委員会において、「事業者の状況(様式2)」、「保育所事業計画書(様式3)」、「資金収支予算書(様式4)」、「用地について(様式5)」、「保育所施設計画書(様式6)」、「施設整備資金計画書(様式7)」、「施設長予定者経歴書(様式8)」等について、審査を行います。

ウ 応募事業者及びその関係者による審査委員会の委員への不当な接触を禁止します。不当な接触が認められた場合には、失格とし、選定されない場合があります。

## (3) 選定結果

ア 選定結果は応募事業者に文書で通知します。電話等による問合せには応じられません。

イ 認可基準を満たしていない場合には、審査の結果、選定されない場合があります。

ウ 整備法人として決定した事業者名及び計画概要についてはホームページ等で公表します。

## 9 応募に関する質問の受付・回答

(1) 応募にあたり質問がある場合は、軽微な場合を除き、別紙「(様式 10) 質問票」により行うこと。回答は原則として質問受付日より1週間以内に質問者名を伏せて西宮市ホームページに掲載します。ただし、審査内容や評価項目等に関する質問については、一切回答しません。

(2) 応募に際しての質疑回答のほか、募集条件の変更や募集停止など、応募者への連絡事項が生じた場合は、西宮市ホームページに掲載するので、当ホームページについては定期的に確認すること。(当ホームページ記載事項を確認しないことによる不利益については、一切責任を負いません。)

## 10 その他

(1) 本募集要項に記載した諸条件を遵守するほか、新設保育所の整備・運営にあつては、関係法令を遵守することはもとより、本市の指導に応じること。

(2) 建設費の増額などで資金計画に変更が生じる場合は、原則として自己資金（寄付金、積立金等）で対応すること。

(3) 施設整備に伴う開発事業及び保育所設置認可等に係る諸手続きは、決定事業者が自ら行うこと。

(4) 施設整備のために補助金を申請する場合は、補助金の内示前に整備事業に着手することができないので留意すること。

また、建築工事の請負業者の選定に際しては、本市の指導に基づいて入札（原則として公募型指名競争入札）を実施しなければなりません。

(5) 市は決定事業者において、本募集要項に記載された事項について重大な違背行為があったと認めるとき、またはその他の事情により、適切な保育事業の実施が困難と認めるときは、新設保育所の整備事業者の決定を取り消すことができることとします。この場合、事業者はすでに要した費用の弁済を求めることはできません。



- (6) 選定後に申請内容を変更する場合には、本市と協議のうえ、合意することを要します。
- (7) 開設後に保育所を廃止又は休止するときは、本市と協議のうえ、承認が必要であるため、運営事業者の意思のみで廃止又は休止することはできません。
- (8) 本募集要項に定めのない事項又は疑義が生じた際は、本市と協議して定めることとします。

## 11 事務局

西宮市 こども支援局 子供支援総括室 保育施設整備課

〒662-8567

西宮市六湛寺町 10 番 3 号 西宮市役所（本庁舎）7 階

電話 0798-35-3718 F A X 0798-35-5525

E-mail [hoikusei@nishi.or.jp](mailto:hoikusei@nishi.or.jp)

以 上

## 新たに社会福祉法人を設立して施設を整備する場合について

### 1 手続きの概要

#### (1) 設立準備会の設置

- ① 社会福祉法人を設立しようとするときは、設立者全員が設立準備委員となり、社会福祉法人設立準備会（以下「設立準備会」という）を発足させ、法人認可に係る事務を行うこと。
- ② 応募時には法人又は事業者名は、「社会福祉法人〇〇〇〇設立準備会」として応募すること。また、代表者の肩書きは「設立代表者」とすること。
- ③ 設立代表者は、設立準備委員の互選により選任し、設立準備会の議事録や委任状などにより代表権を明らかにすること。  
なお、設立準備委員の中には、法人設立当初の役員予定者全員が含まれていることが望ましいこと。
- ④ 設立準備会の議事については、多数決の原理により決定し、審議した内容は議事録として書面に残すこと。
- ⑤ 設立準備会の資金管理については、設立準備会名の預金口座を開設し、一定の資金を確保して行い、設立準備に係る経費については、設立後の社会福祉法人に負担させないこと。  
また、設立準備会の資金に残余が生じたときは、設立後の社会福祉法人に引き継ぐ（寄附する）ことが望ましいこと。

#### (2) 留意事項

- ① 社会福祉法人の設立認可要件を満たすことが確実と見込まれる状態で応募すること。
- ② 法人設立に関する関係法令等（社会福祉法や国通知「社会福祉法人の認可について」等）を十分に理解したうえで応募すること。
- ③ 社会福祉法人の設立認可申請の手続きは、西宮市保育所等整備審査委員会において審査し、市が事業者として決定した後に、国交付金申請の審査等と関連しながら進められるので、これらの手続きの過程で問題が生じれば、法人認可は行なわれない。  
なお、社会福祉法人の設立認可は、国交付金の交付が前提となっている場合は、国交付金の交付（内示）が確実になった後でなければ認められないこと。

#### [社会福祉法人設立認可の手続きの流れ]

- |   |
|---|
| ①新設保育所整備法人募集に応募→                        |
| ②保育所等整備審査委員会による審査→ ③事業者の決定→             |
| ④社会福祉法人設立認可審査委員会による審査（新たに審査関係書類の提出が必要）→ |
| ⑤国交付金の内示→ ⑥社会福祉法人設立認可申請（新たに申請書類の提出が必要）→ |
| ⑦申請書の審査→ ⑧社会福祉法人設立認可→ ⑨社会福祉法人設立登記→ ⑩着工  |

### 2 社会福祉法人設立認可に関する問合せ先

西宮市 健康福祉局 福祉総括室 法人指導課  
電話 0798-35-3093 F A X 0798-34-5465

### 3 提出書類

「新設保育所整備法人募集 提出書類一覧表」中の「No.2（事業者の概要）」に記載のある書類に代えて、「No.2-2.（事業者の概要～新たに社会福祉法人を設立する場合）」に記載のある書類を提出すること。

## 募集対象地区

### ■対象地区・募集の概要

#### 香 櫨 園 地 区

川西町、中浜町、堀切町、上葎原町、中葎原町、下葎原町、大浜町、川東町、川添町、宮西町、松下町、屋敷町

#### 浜 脇 地 区

社家町、荒戎町、宮前町、建石町、前浜町、泉町、市庭町、産所町、神楽町

#### 甲 陽 園 地 区

新甲陽町、甲陽園東山町、甲陽園山王町、甲陽園日之出町、甲陽園本庄町、甲陽園若江町、甲陽園西山町、神園町

#### 北 夙 川 地 区

樋之池町、桜町、豊楽町、老松町、松風町、西平町、石刳町、南越木岩町、菊谷町、松ヶ丘町、獅子ヶ口町

- ・募集施設数 各地区に1施設ずつ ※香櫨園・浜脇地区は、2地区で1施設の募集。
- ・募集定員 原則として45～60人 ※生後6ヶ月から5歳児、または3歳児から5歳児。
- ・開園時期 平成32年4月、または平成33年4月 ※年度途中開設の場合は要協議。
- ・受付期間 随時募集。応募状況に応じて、保育所等整備審査委員会を開催し、審査、事業者の選定を行います。

### ■位置図

